

福井県報

号外第46号
平成25年
5月10日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

— 目次 —

公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(六五・交通規制課)……………1

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第65号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成25年5月10日

福井県公安委員会

委員長 鎌谷忠雄

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 大野警察署の表に次のように加える。

33 一般国道157号	南新在家第28号1番地先交差点	一方通行路を北東進として、国道(157号)南進車線へ右折する場合	終日	車両
-------------	-----------------	----------------------------------	----	----

別表第14「一時停止場所」 坂井西警察署の表に次のように加える。

303 市道	三国町綿2丁目3番1号先交差点に東側から入ろうとするとき。
304 市道	三国町中央1丁目2番13号先交差点に北側から入ろうとするとき。

別表第16(1)「駐車禁止場所(一般国道および駐車を禁止する場所が2以上の警察署の管轄区域にわたる道路の区間)」の表中

「大野市 大野市 3 一般国道157号」	大野市中島50字大瀬 32番2先から 勝山市北谷町五所ヶ原 谷トunnel南口先まで	終日	自動車(約47,400)
----------------------	--	----	--------------

を

「大野 勝山	大野市 勝山市	3	一般国道157号 一般国道157号 バイパス	大野市吉10字13番 1先から 勝山市北谷町五所ヶ原 谷トネル南口先まで	終日	車両	約21,820
-----------	------------	---	------------------------------	---	----	----	---------

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 坂井西警察署の表に次のように加える。

185	市道	三国町綿2丁目3番1号先(三国中学校東側)	単路	1	
186	市道	三国町中央1丁目2番13号先(防災道路南)	交差点	1	

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」 勝山警察署の表に次のように加える。

25	一般国道416号	北郷町坂東島第57号3番地先 (市荒川大橋北詰)	東側から入ろうと	車両
	するとき、標示の 区分に従い、通行す ること			
	県道(勝山丸岡線)		西側から入ろうと するとき、標示の 区分に従い、通行す ること	

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 勝山警察署の表に次のように加える。

25	一般国道416号	北郷町坂東島第57号3番地先 市荒川大橋北詰交差点から	東方約80メートル	2	終日
	県道(勝山丸岡線)		ルまでの西進車線 西方約30メートル ルまでの東進車線		

平成二十五年五月十日印
平成二十五年五月十日發

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一號
福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県
白崎印刷株式会社

☎六三〇〇